

令和7年度

kintone のライセンス調達業務等 仕様書
(提案用)

京都市行財政局人事部人事課

令和7年3月

kintone のライセンス調達業務等 仕様書

1 基本事項

「kintone のライセンス調達業務等 仕様書」（以下「本仕様書」という。）は、京都市（以下「本市」という。）が、Webデータベース型の業務アプリケーションである kintone を活用することにより行政事務の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的として、その仕様を定めたものである。

(1) 本仕様書の位置付け

本仕様書は公募型プロポーザルの提案用仕様書であり、契約を締結する際には、受託候補者の提案内容を踏まえ、協議の上で契約用仕様書に改めるものとする。

(2) 本業務の範囲

次の事項に係る契約とする。

- ・ kintone ライセンス及びプラグインツールの調達
- ・ kintone 活用に対するコンサルティング・サポート
- ・ kintone の基礎知識・操作技術取得に係る研修等の開催
- ・ kintone の効果的な活用事例の収集及び分析

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(4) 予定数量

ア kintone ライセンス

400ライセンス（アカデミック・ガバメント版、年間スタンダードコース）

※ 従量課金を行うことによりライセンス数を追加できること

イ プラグインツール

- ・ フォームブリッジ（プロフェッショナルコース）1ライセンス
- ・ kviewer（プロフェッショナルコース）1ライセンス
- ・ プリントクリエイター（プレミアムコース）1ライセンス

2 業務要件

(1) kintone ライセンス及びプラグインツールの調達

サイボウズ株式会社が提供する kintone ライセンス及びプラグインツールに関して、上記1-(4)に記載した数量を調達すること。

(2) kintone 活用に対するコンサルティング・サポート

庁内で新たに kintone を活用しようとする所属や業務に対して、kintone を効果的に活用するためのコンサルティングや、アプリ作成に当たっての適切な助言等を実施すること。また、庁内のデジタル化を推進するためのイベント（1日程度予定）に参加し、コンサルティングのサポートを実施すること。

(3) kintone アプリ開発相談会の実施

本市の kintone を活用している所属に対して、DX専門家の伴走でアプリ開発相談会を実施すること。

想定実施月：令和7年5月～令和8年2月

想定実施日等：月1～2日程度（午前コマ9:00～12:00、午後コマ14:00～17:00）

想定所属数：月2～4所属程度

(4) kintone の効果的な活用事例の収集及び分析

kintone を先進的に利用する他の自治体等の効果的な活用事例を積極的に収集するとともに、本市での活用可否等の分析を進め、本市での応用、横展開につなげることを。

3 実施体制

(1) 実施体制

- ア 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- イ 本業務の実施に当たっては、受託事業者側でプロジェクトマネージャを設置して、プロジェクトの進行管理を行うこと。
- ウ 本市との窓口はプロジェクトマネージャが行うこと。

(2) 作業場所等

- ア 本市庁舎内において作業を実施する場合は、作業期間及び作業時間について事前に本市と協議すること。
- イ 本市が承認した作業場所以外で業務を行わないこと。

4 留意事項

(1) 機密保護

- ア 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。

(2) 契約の解除

提案どおりのサービス利用ができない場合は、契約期間中であっても契約を解除することができる。解除の条件等については、契約時に協議することとする。

(3) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

5 特記事項

(1) 著作権

この調達に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等及び開発部分（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）その他権利については、本市に帰属するものとし、受託者は成果物に関する著作者人格権を行使しない。

(2) 著作物又は知的所有権等の利用

この調達範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。

(3) 関連文書

この調達範囲内で、本市に帰属しない著作物がある場合にあっては、受託者は、本市に当該著作物の関連文書を成果物として納入するものとし、この関連文書についても上記(1)及び(2)に準じる。

6 支払方法

全業務完了後に一括で支払う。

また、受託者から費用に係る請求を受けてから 30 日以内に支払を行う。